

年金 だより

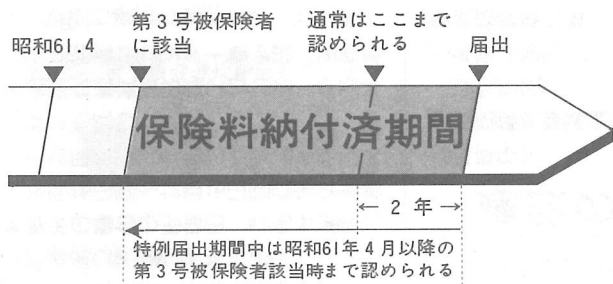
第3号被保険者の“特例届出”は 平成9年3月までに!

サラリーマン(第2号被保険者)に扶養されている配偶者は、届出により国民年金の第3号被保険者になります。

第3号被保険者は、厚生年金や共済組合などが保険料を負担しますので、自分で保険料を納めなくても、その期間は保険料納付済期間として扱われますが、届出が遅れた場合は2年前までしかさかのぼることができず、それ以前は未納期間になってしまいます。しかし、特例により平成9年3月末日までに「特例届出」をすれば昭和61年4月以降の第3号被保険者期間は、全て保険料納付済期間として取り扱われます。

今まで届出を忘れたり、遅れて届出したことのある方は、急いで「特例届出」をしてください。

詳しくは、役場住民課国民年金係(☎82-1111内線247)へ。



誕生月には現況届の提出を!

国民年金や厚生年金を受給している方は、誕生月の末日までに「現況届」を社会保障庁へ提出することになっています。

これは、年金を受けている人やその家族の状況に変化がないかを確かめて、引き続き年金を支給すべきかを決定する年に一度の大切な届出です。

現況届の用紙は、誕生月の初めに送付されてきますので、必要事項を記入のうえ、役場で町長の証明を受けてから社会保障庁へ送付してください。(ただし、

年金を請求して1年未満の方は提出する必要はありません)

現況届の提出が遅れたり、出し忘れると年金の支払いを一時差し止めることとなりますので、現況届が届いたら忘れずに提出してください。なお、提出が遅れ、差し止められてしまった年金は、次の支払い月にまとめて支払われます。

※共済年金を受給している方は12月が現況届の提出月となります。

国の教育ローン 年金教育資金貸付

この貸付制度は、年金積立金を元にした還元融資の一環として、厚生年金保険及び国民年金に10年以上加入している方の家族が、入学時や在学中の教育費を低利で借りることができる制度です。

- 融資金額 学生・生徒一人につき
厚生年金保険加入中の方 100万円以内
国民年金加入中の方 50万円以内
 - 融資利率 年3.40%(平成8年9月1日現在)
 - 返済期間 8年以内(据置期間は在学期間内で最長4年)
 - 申し込み・問い合わせ先 (社)千葉県年金住宅協会(☎043-225-8167)
- ※この貸付制度は、国民金融公庫の一般教育ローンとの併用もできます。

(単位：円)

工事等の名称	工事等の箇所	契約金額	契約の相手方
農村活性化事業姥山地区暗渠排水工事	横芝町姥山地先	11,330,000	㈱舩ノ内組
横芝町立上塚小学校グラウンド整備工事	横芝町北清水181番地	18,540,000	山一土建㈱

入札結果

11月